

○ 継続開示課徴金に関する内閣府令（仮）

（市場価額の総額）

第一条 証券取引法（以下「法」という。）第七十二条の二第一項第二号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる額の合計額をロに掲げる数で除した額

イ (1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める期間における法第七十二条の二第一項第二号イに規定する算定基準有価証券（以下「算定基準有価証券」という。）の毎日の最終の価格（法第七十九条の三又は法第一百六条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、同一の日において同一の継続開示書類（法第七十八条第五項に規定する継続開示書類をいう。）に係る内容の異なる種類の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）で除した額をいう。以下同じ。）

(1) 法第七十二条の二第一項に規定する有価証券報告書等（以下この号及び次条において同じ。）において重要な事項につき虚偽の記載がある場合 当該有価証券報告書等に係る法第八十五条の七第十九項第一号に定める事業年度

(2) 法第七十二条の二第二項に規定する半期・臨時報告書等（以下この号及び次条において同じ。）において重要な事項につき虚偽の記載がある場合 当該半期・臨時報告書等に係る法第八十五条の七第十九項第二号又は第三号に定める事業年度

ロ 最終の価格が公表された日の数

二 イに掲げる数の合計をロに掲げる数で除した数

イ 前号イ(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める期間において最終の価格が公表された日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）

ロ 最終の価格が公表された日の数

（貸借対照表）

第二条 証券取引法施行令第三十三条の五の三に規定する内閣府令で定める貸借対照表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 有価証券報告書等において重要な事項につき虚偽の記載がある場合 前条第一号イ(1)に定める事業年度に係る有価証券報告書（法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。次号において同じ。）に記載されている連結貸借対照表（連結貸借対照表が記載されていないときは、貸借対照表とする。）
- 二 半期・臨時報告書等において重要な事項につき虚偽の記載がある場合 前条第一号イ(2)に定める事業年度の直前の事業年度に係る有価証券報告書に記載されている連結貸借対照表（連結貸借対照表が記載されていないときは、貸借対照表とする。）

附 則

（施行期日）

この府令は、平成十七年十二月一日から施行する。